

開かれた行政へ 情報公開条例がスタートします

4月1日から

町行政の公正・正確そして信頼を一層深めるため「黒埼町情報公開及び個人情報保護条例」を、4月1日から実施します。

この条例は、わかりやすく開かれた行政を行うため、町が保有する行政情報を町民の皆さんに公開する情報公開制度と、町民の皆さんのプライバシーに関する情報を町が正確かつ安全に保管するための個人情報保護制度を併せた条例となっています。

問い合わせ 総務課 ☎377-3101 内線322

情報公開制度とは

町では、行政を執行するため様々な情報を保有しています。情報公開制度とは、これらの情報を町民の皆さんに知っていただくことにより、皆さんの町政に対する理解を一層深めていただくとともに、皆さんの声を町政に反映していくことを目的とした制度です。情報公開制度においては、行政情報の公開は、原則として申請書による書面で申請していただくこととなりますが、軽易な情報提供については、口頭により窓口の職員が対応いたしますので、気軽にお申し出ください。

公開を実施する町の機関

次の町の機関（実施機関）が情報公開を実施します。

- (1) 町長
- (2) 議会
- (3) 教育委員会
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 監査委員
- (6) 農業委員会
- (7) 固定資産評価審査委員会
- (8) 消防長
- (9) ガス水道事業管理者

公開を請求できる人

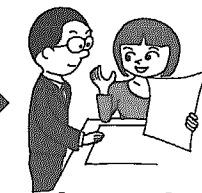
次の人、法人、団体が情報公開の請求をす

一 請求書の提出



【情報公開窓口】
●総務課へ提出

請求書の送付

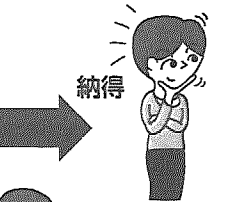


【実施機関】
●公開・非公開の決定
(原則15日以内)

公開の場合



●指定の日時、
場所で閲覧又は
写しの交付



納得
【請求者】

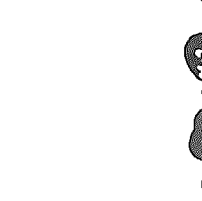
非公開の場合



不満
【請求者】



【実施機関】



諮問

答申

【町情報公開審査会】

請求から
公開までの
しくみ

公開の対象となる情報

平成10年4月1日以降に町の職員が作成、取得した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ等で、決裁等の手続きが終了した情報が公開の対象となる情報です。

公開しないことができる情報

町が保有する行政情報は、原則として全て公開することとなっていますが、個人のプライバシー、公開することにより行政執行に支障をきたすおそれのある情報等については、公開しないことができます。公開しないことができる情報には、次のような情報があります。

- (1) 法令等の規定により公開できないとされている情報
- (2) 個人のプライバシーに関する情報
- (3) 個人、法人、団体の営業などの事業活動に関

公開の請求方法

情報公開は、定められた申請書を総務課に提出することによって請求します。請求があった情報については、公開できるかどうかを検討し、原則として15日以内に通知いたしますので、公開の場合は、指定された日時・場所でご覧いただけます。

また、軽易な情報の提供については、各担当窓口において口頭での申し出をお受けいたしますので、気軽にご相談ください。なお、情報公開は原則として閲覧していただくこととなりますが、申し出により実費で